広島県告示第七百六十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によって、平成十九年広島県告示第七百三十四号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十五年十月十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

変更前		変更後	
区域	区分	区域	区分
広島市区域（広島市漁業協同組合の地区）	一　似島地区で総トン数十トン未満の漁船を使用して営むなまここぎ漁業	広島市区域（広島市漁業協同組合の地区）	一　似島地区で総トン数十トン未満の漁船を使用して営むなまここぎ漁業
	二　一に掲げる漁業以外の漁業		二　宇品地区で総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業
			三　一～二に掲げる漁業以外の漁業